

令和3年7月16日
地域創生部文化財保護課
文化財活用係
内線：2925

登録有形文化財（建造物）の新規登録について

令和3年7月16日（金）に国の文化審議会（会長 ^{さとう}佐藤 ^{まこと}信）が開催され、本県
所在の建造物1件の新規登録が答申されました。

1 答申が行われる予定の本県所在の建造物

^{まちだきよしけしゅうたくおもや}町田清家住宅主屋（伊勢崎市境島村字立作3143ほか） 詳細は別添資料

- ・明治20年（1887）頃に建てられた蚕種製造民家です。
- ・構造材には極めて太い材を使用する一方、室内装飾は繊細な造りとなっている特徴があります。境島村の蚕種製造民家としては珍しく、ケヤキやヒノキ材を多用しており、上質な造りです。

2 登録有形文化財（建造物）数（官報告示後）

- ・342件（135箇所） （件数1件、箇所数1箇所の増）

3 関係機関 連絡先

- ・伊勢崎市教育委員会文化財保護課 0270-75-6672

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



登録有形文化財（建造物）の新規登録について

- ① 世界遺産でもある史跡田島弥平旧宅の周辺に所在する、明治時代に建てられた蚕種製造業に関する民家が登録有形文化財に登録されます。
- ② 伊勢崎市境島村地区はかつて蚕種製造業が盛んだった地域の一つであり、前年度にこの地区からは3件の民家（蚕種製造民家）が登録有形文化財に登録されています。
- ③ 今回の登録により、境島村地区の養蚕・蚕種製造民家群に対する保存の気運が高まり、文化財的価値が広く発信されることが期待されます。

※蚕種製造民家とは、蚕の卵を製造販売することを主な生業として行った民家です。蚕を生産するために、屋根の上に通風・換気のための「櫓^{やぐら}」を設けた民家が多く見られます。



1 町田清家住宅主屋

名称	員数	構造、形式及び大きさ	建築年代	登録基準
町田清家住宅主屋	1棟	木造2階建・棧瓦葺・建築面積122㎡（登録部分）	明治20年(1887)頃築/明治27年(1894)頃改修	1

※登録基準1 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(1) 所在地

- ・伊勢崎市境島村字立作^{りゅうさく}3143ほか

(2) 建物の変遷

- ・明治20年(1887)頃に建築されたと考えられます。
- ・主屋の土間部分の建物(東側)は明治27年(1894)頃に売却され、建物の規模が縮小しました。
- ・明治時代に売却された土間部分は昭和40年代に再整備され、現在に至ります。(その部分は登録対象外)
- ・屋根上に通風・換気のための檣を備えていましたが、昭和40年代に撤去されました。

(3) 建物の特徴

- ・登録対象の建物は東西に長い2階建てで、2階部分を蚕室として使用していました。
- ・2階の正面、背面の開口が大きいなど、明治中期以降の蚕種製造民家としての特徴が見られます。
- ・正面から見える指鴨居(引き戸の上枠に用いる太い横架材)及び足固め(床下の横架材)は極めて太いケヤキ材を使用し、1階天井は太い構造材を活かした豪快な意匠です。その一方、室内の欄間は繊細な造りです。
- ・境島村の蚕種製造民家としては珍しく、ケヤキ材やヒノキ材を多用していることも上質さを語る特徴です。

(4) 写真(群馬県撮影)



1 全景(左側が登録対象)



2 登録対象の主屋



3 太い材を使用した指鴨居と足固め



4 1階正面縁側（右側（外側）は太い指鴨居、左側（室内側）の鴨居は繊細な造り）



5 太い梁を見せる豪快な天井と繊細な欄間



6 太い梁と繊細な欄間



7 床の間と違い棚